

議員提出第八号議案

水田活用の直接支払交付金の見直しについて柔軟な対応を求める意見書

本県における全耕地面積に占める水田の割合は約七割を占め、作付延べ面積に対する水稲の割合は四十一パーセントと九州で最も高く、米の依存度が高い営農形態となっている。一方、米の需要見通しは年間十万吨ずつ減少し、本県の主食用水稲の作付実績も毎年二〇〇から三〇〇ヘクタール減少している。

こうしたことから、本県においては、県、市町村及び関係団体が一体となって、収益性の高い園芸品目等の導入に取り組んでいるところである。

このような中、国は、定着性や収益性の高い作物転換の実現に向け、水田活用の直接支払交付金について見直しを行い、今後五年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田にしないなどの方針を示した。

この見直し方針については、交付金の交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加につながる等の懸念がある。

よって、国会及び政府におかれては、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細な取決めに当たり、生産者が意欲を持って作付けし、将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、生産現場の課題を十分に検証した上で柔軟に対応することを要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年六月二十九日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長 細田博之殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 岸田文雄殿

財務大臣 鈴木俊一殿

農林水産大臣 金子原二郎殿